

営繕工事における遠隔臨場の実施について

茨城県営繕課においては、建設現場の働き方改革、生産性向上に資する取組みとして、遠隔臨場を令和4年11月から試行活用していましたが、今までの試行状況等を踏まえ、令和5年7月に「茨城県営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」を制定（令和6年4月1日改定）しました。

概要

動画撮影用のカメラとWeb会議システム等を利用し、監督員の立会い等を行うこと

※中間検査・完了検査等には適用しない



イメージ図

導入効果

- ・受注者：立会い等に伴う手持ち時間の削減等
- ・発注者：従来の臨場の削減による効率的な時間の活用（テレワークでも立会いが可能）
- ・受発注者双方：新型コロナウイルス感染症対策、現場不一致等の情報共有の迅速化

費用負担

- ・発注者指定型：発注者が全額負担

遠隔臨場実施工事の実施フロー【発注者指定型】

